

株式会社商工組合中央金庫が実施する 嶋本ダイカスト株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する嶋本ダイカスト株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2025年3月27日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

嶋本ダイカスト株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が嶋本ダイカスト株式会社（「嶋本ダイカスト」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、嶋本ダイカストの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、嶋本ダイカストがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

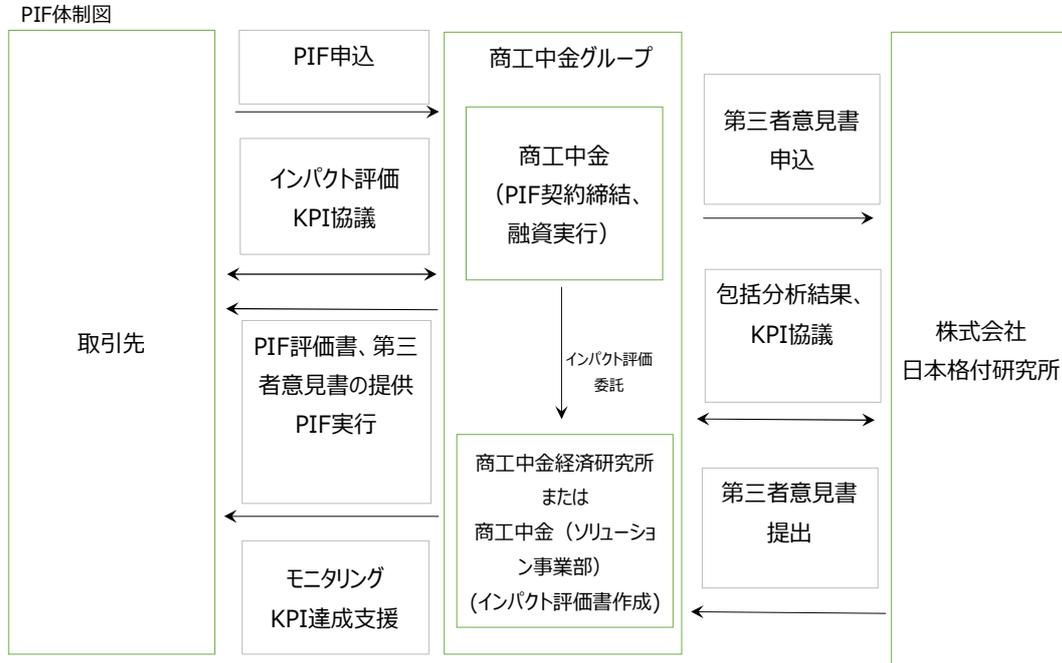
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である嶋本ダイカストから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

日野 響

日野 響



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年3月27日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が嶋本ダイカスト株式会社（以下、嶋本ダイカスト）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、嶋本ダイカストの活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業[※]に対するファイナンスに適用しています。

※ 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 経営理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	嶋本ダイカスト株式会社
借入金額	400,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	10 年
モニタリング実施時期	毎年 11 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	兵庫県神戸市西区見津が丘 2-3-6
創業・設立	創業：1951 年 4 月 設立：1960 年 4 月
資本金	75,000,000 円
従業員数	106 名（2025 年 2 月現在）
事業内容	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
主要取引先	三菱電機モビリティ(株)、明石機械工業(株)、アイシン九州キャスティング(株) 九州柳河精機(株)、アイコム(株)、I・T・O(株)、ミサキ電機(株)

【業務内容】

- 嶋本ダイカストは兵庫県神戸市に本社を構えるアルミニウム・同合金ダイカスト※製品製造業である。製品としては自動車関連、ガス器具、電化器機、通信機器、産業機械等に使用されるアルミ及び亜鉛ダイカスト製品を製造している。当社の売上の 8 割を占めるのが自動車関連部品であり、自動車用シートベルト巻取装置部品やヘッドランプ部品は国内トップクラスのシェアを誇る。
- 当社では金型を約 700 面保有しており、金型設計・製作から、精密鋳造、精密加工、表面処理に至るまでの完成品部品製造を請け負っている。製造においては溶解炉、ダイカストマシン、加工設備を備えていることに加え、検査段階で使用する各種検査機器を多数備えており、日々品質向上に努めている。

※ダイカスト

DIE(鋳型)CAST(鋳造)という意味であり、溶融した金属(アルミニウム合金・亜鉛合金・マグネシウム合金等)を鋳型に圧力をかけて鋳込み、鋳造品を短いサイクルタイムで大量に生産する鋳造方法を指す。

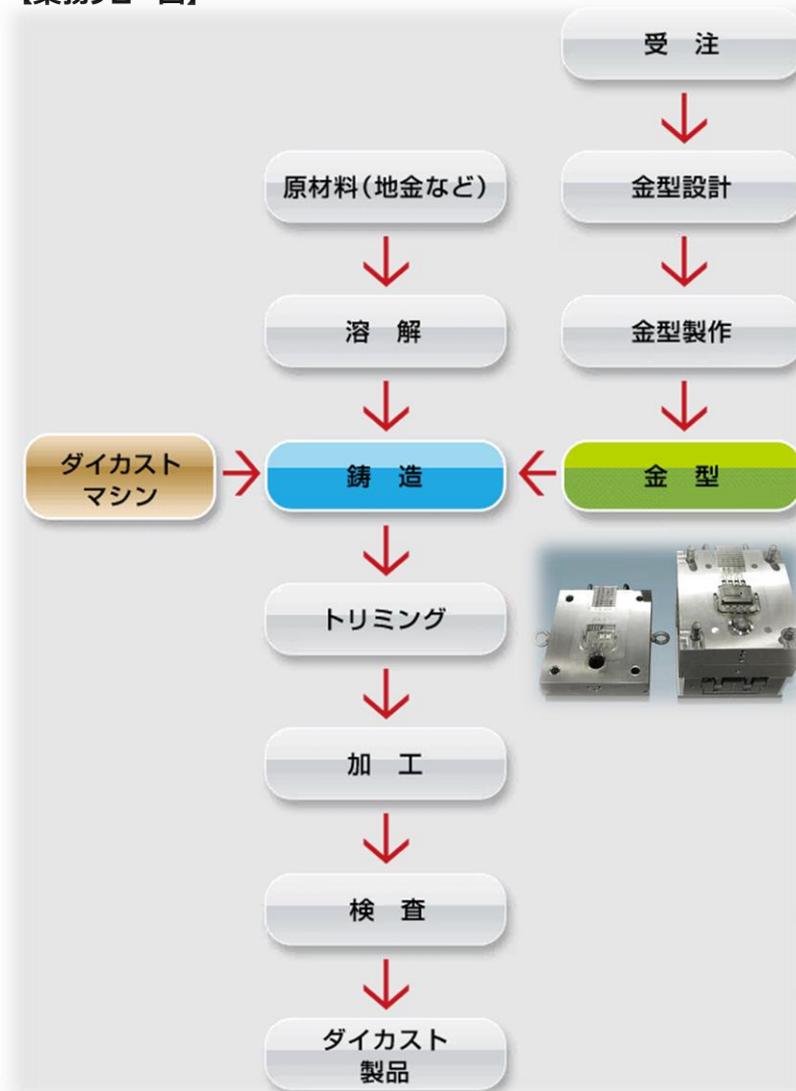


添付 当社製品一覧抜粋

以下写真は全て当社より提供

- 2000 年代以降、大手メーカーとの取引が拡大し、時代の変遷に沿って売上を拡大させてきた。2007 年にはコスト高に対応した生産体制を構築するため、中国(天津)に現地法人を設立し、2013 年にはベトナム(ホーチミン)に現地法人を設立した。
- 近年の自動車業界の EV 化や半導体不足を受けて、従来のビジネスモデルの構造改革にいち早く着手しており、今後はこれまでのダイカスト製造のノウハウを最大限に生かした電気自動車用部品やインバーター筐体などの生産を拡大させていく方針である。

【業務フロー図】



《受注時》

顧客の図面使用や製品用途に基づき、金型方案などの金型仕様の検討を行う。

《金型設計時》

CAE 技術により、金型製作前に仕様の最適化を検証する。

流動解析による湯じわや巣、溶損等のダイカスト特有の問題検討及び、金型温調回路の検討を行う。

CAST FLOW による方案分析により、適切な鋳造条件を設定する。

《造形サンプル製作時》

顧客の希望により、金型製作前に試作品として鋳物サンプルを製作することも可能である。

- ・石膏鋳造サンプル
- ・砂型鋳造サンプル

添付 業務フロー図

【事業拠点】 添付 各拠点画像

拠点名	住所
本社工場	兵庫県神戸市西区見津が丘 2 丁目 3 番 6 
第二工場	兵庫県神戸市西区見津が丘 1 丁目 4 番 1 
第三工場	兵庫県神戸市西区見津が丘 2 丁目 4 番 6 



関係会社	住所
PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS VIETNAM CO.,LTD	Long Duc Industrial Park, Long Duc Ward, Long Thanh District, Dong Nai Province, Vietnam
天津飛馬島本汽車部品有限公司	No.12, Xinye #1, West Zone of TEDA zip 300452, Tianjin, China



添付 海外関係会社拠点図

【沿革】

1954年	島本文雄が神戸市兵庫区塚本通で創業
1960年	株式会社として改組し代表取締役に島本文雄が就任
1962年	島本忠和が代表取締役に就任
1969年	工場裏地を取得し工場を拡張する
1973年	神戸市長田区に鑄造部門を移して稼働開始し兵庫区の工場を本社工場とする
1985年	神戸市長田区の鑄造部門を神戸市西区に移し稼働開始
1990年	本社工場の老朽化に伴い工場建屋を新築
1995年	1月17日に発生した阪神淡路大震災により本社工場が罹災
1999年	神戸複合産業団地に新工場設立と同時に兵庫区及び西区の工場を集約し稼働開始
2002年	台湾松盛工業と業務提携し海外からの調達開始
2005年	ISO9001：2000 品質マネジメントシステム取得
2004年	神戸複合産業団地内に第2工場設立
2007年	ISO14001：2004 環境マネジメントシステム取得 島本忠和が旭日双光章を受章 天津飛馬島本自動車部品有限公司合併会社設立
2010年	島本一成が代表取締役に就任
2011年	神戸複合産業団地内に第3工場設立
2013年	PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS VIETNAM CO.,LTD 設立
2017年	長崎県大村市に長崎事業所設立
2020年	地域未来牽引企業に選定される
2021年	長崎県大村市第2大村ハイテクパークに新工場設立と同時に長崎事業所を新工場に集約
2022年	機械加工ラインにおいてロボット移送による無人化ラインを構築（3ライン）
2023年	第2大村ハイテクパークの長崎工場隣地を取得（2,000坪）
2024年	ダイカスト原材料における異種材対応のため急速溶解炉2基併設しデュアル給湯稼働開始



登録組織： 嶋本ダイカスト株式会社
本社・本社工場

所在地： 兵庫県神戸市西区見津が丘2丁目3番地6

貴組織の品質マネジメントシステムは、当社による審査の結果、下記の適用規格の要求事項に適合していることを証します。

適用規格： ISO 9001:2015/JIS Q 9001:2015

登録範囲： 自動車用及びその他用非鉄金属ダイカスト製品の製造並びにダイカスト製品の金型方案を主体とした製造工程設計

登録範囲に含まれる事業所：

本社・本社工場： 兵庫県神戸市西区見津が丘2丁目3番地6
【登録範囲に同じ】
第2工場： 兵庫県神戸市西区見津が丘1丁目4番地1
第3工場： 兵庫県神戸市西区見津が丘2丁目4番地6
長崎工場： 長崎県大村市建ヶ原町1723-14
【ダイカスト製品の製造】

登録番号： 2236 更新日： 2024年 3月29日
初回登録日： 2005年 1月20日 有効期限： 2027年 3月28日
更新決定日： 2024年 3月 7日



日本検査キューエイ株式会社
東京都中央区入船二丁目1番1号
代表取締役社長 菅野良



添付 ISO9001 登録証



登録組織： 嶋本ダイカスト株式会社
本社・本社工場

所在地： 兵庫県神戸市西区見津が丘2丁目3番地6

貴組織の環境マネジメントシステムは、当社による審査の結果、下記の適用規格の要求事項に適合していることを証します。

適用規格： ISO 14001:2015/JIS Q 14001:2015

登録範囲： 自動車用及びその他用非鉄金属ダイカスト製品の製造並びにダイカスト製品の金型方案を主体とした製造工程設計

登録範囲に含まれる事業所：

本社・本社工場： 兵庫県神戸市西区見津が丘2丁目3番地6
【登録範囲に同じ】
第2工場： 兵庫県神戸市西区見津が丘1丁目4番地1
第3工場： 兵庫県神戸市西区見津が丘2丁目4番地6
長崎工場： 長崎県大村市建ヶ原町1723-14
【ダイカスト製品の製造】

登録番号： E1745 更新日： 2024年 3月29日
初回登録日： 2007年 3月29日 有効期限： 2027年 3月28日
更新決定日： 2024年 3月 7日



日本検査キューエイ株式会社
東京都中央区入船二丁目1番1号
代表取締役社長 菅野良



添付 ISO14001 登録証

【組織図】



添付 組織図

【主要設備】

製造設備	機械写真
<p><鑄造設備> ダイカストマシン 350t : 6 台 250t : 4 台 200t : 2 台 125t : 1 台</p>	<p>添付 ダイカストマシン</p> 
<p><加工設備> マシニング : 32 台 NC 旋盤 : 7 台 洗浄機 : 5 台 ショットブラスト : 8 台</p>	<p>添付 マシニング</p> 
<p><溶解設備> 連続溶解保持炉 電気ヒーター : 12 台</p>	<p>添付 電気ヒーター</p> 
<p><専用バリ処理機></p>	<p>添付 専用バリ処理機</p> 

品質管理設備	説明
<p>添付 マルチセンサー測定器</p> 	<p>接触式測定と光学式測定を1台に集約した測定機で、ダイカスト製品に求められる複雑な形状や図面でも表しにくい形状を3Dデータと照合させる等、あらゆる評価範囲をカバーでき画像測定機でありながら三次元測定も可能な機器。</p>
<p>添付 3次元測定器</p> 	<p>プローブと呼ばれる鉄・ルビー・セラミック等の材質の球体で、製品を点測定もしくは線測定をして、得られた三次元の座標値を検出。点群データを合成して面要素や円要素、円要素を合成して円筒要素などを作ることもでき、円の内外径や、平面度、平行度、直角度、位置度などの幾何学公差を求めることが可能。</p>
<p>添付 分光分析装置</p> 	<p>分光分析装置は、物質が放射または吸収する光のスペクトルを調べ、その物質の成分を特定することが可能。</p>
<p>添付 輪郭形状測定機</p> 	<p>測定物の表面を触針でトレースすることにより、その輪郭を拡大して記録する測定機。角度・半径・段差をはじめ、架空点の算出や、設計値との照合計算なども可能。</p>
<p>その他検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り試験装置 ・X線透視装置 ・リーク試験装置 ・強度試験装置 ・工程検査設備 	<p>一般的なゲージから各種検査装置に至るまでさまざまな検査設備を駆使してお客様の製品仕様に応じた検査を実施。</p>

2.2 業界動向

【自動車部品業界】

日本の自動車部品メーカーは、販売先である自動車メーカーの電動化が進んでいるものの、日本国内での電気自動車の販売台数（2023年）は、88,512台（下資料参照）と次世代自動車数全体の4.1%に留まっている。次世代自動車の中で最も販売台数を占めているハイブリッド車と比較すると、1/20にも達しておらず、内燃機車両の生産高は大幅には減少していない。

● 次世代自動車（乗用車）の国内販売台数の推移 単位:台

年	ハイブリッド車	プラグインハイブリッド車	電気自動車	燃料電池車	クリーンディーゼル乗用車	計
2009	347,999	0	1,078	0	4,364	353,441
2010	481,221	0	2,442	0	8,927	492,590
2011	451,308	15	12,607	0	8,797	472,727
2012	887,863	10,968	13,469	0	40,201	952,501
2013	921,045	14,122	14,756	0	75,430	1,025,353
2014	1,058,402	16,178	16,110	7	78,822	1,169,519
2015	1,074,926	14,188	10,467	411	153,768	1,253,760
2016	1,275,560	9,390	15,299	1,054	143,468	1,444,771
2017	1,385,343	36,004	18,092	849	156,162	1,596,450
2018	1,431,856	23,230	26,533	612	176,725	1,658,956
2019	1,472,281	17,609	21,281	685	175,145	1,687,001
2020	1,346,842	14,680	14,574	761	147,139	1,523,996
2021	1,434,719	22,677	21,658	2,464	149,298	1,630,816
2022	1,450,582	37,719	58,786	848	140,340	1,688,275
2023	1,843,662	52,126	88,512	420	169,683	2,154,403

資料 次世代自動車（乗用車）国内販売台数の推移

出典 一般社団法人日本自動車工業会「日本の自動車工業 2024年版」より

一方、今後電動化が進行していった場合、エンジン部品、電装品・電子部品（エンジン関係）の全部と、駆動・伝導及び操縦装置部品の一部が不要となると言われている（下資料参照）。

自動車部品メーカーは、従前の商品の供給責任とコスト低減活動を行いながら、自社の技術力と経営資源により事業の選択を行っていく必要がある。

	350社分			共通会社319社分	
	出荷額(百万円)	構成比(%)	前年度比(%)	構成比(%)	前年度比(%)
エンジン部品	2,698,210	13.8%	106.7%	13.9%	104.5%
電装品・電子部品（エンジン関係）	2,662,417	13.6%	103.9%	13.9%	102.8%
電装品・電子部品（車体関係）	3,162,599	16.2%	113.9%	16.0%	109.2%
駆動・伝導及び操縦装置部品	3,952,966	20.2%	102.6%	20.6%	101.6%
懸架・制動装置部品	756,743	3.9%	94.4%	3.9%	93.2%
車体部品	4,648,387	23.8%	116.5%	23.7%	112.7%
用品	257,727	1.3%	96.7%	1.3%	94.9%
情報関連部品	609,807	3.1%	108.0%	3.2%	107.6%
電動車両用部品（HV、FCV、EV）	787,769	4.0%	142.7%	3.5%	121.0%
合計	19,536,625	100.0%	109.2%	100.0%	106.1%

（注）319社分は2021年度及び2022年度に共通して回答のあった会社の動向である。

資料 自動車部品出荷割合（2022年度調査）

出典 一般社団法人日本自動車工業会公開資料より

2.3 経営理念、経営方針等

【経営理念】

経営理念
<p>会社は社員の幸のために在り、且つお客様の力となるために在る</p> <p>嶋本ダイカストの力は、嶋本ダイカストを構成する社員一人一人の力です。 社員が幸福で健全であることこそが嶋本ダイカストの原動力です。 社員一人一人の力が結集した無双の力で、お客様や地域社会に貢献します。</p>
ミッション
<p>良いものをつくる 品質のド真ん中を目指す ものづくりを通して人と自分を育てる</p>
ビジョン
<p>嶋本2035 変化を恐れずしごとく躍動しなやかに飛躍</p>
社是
<p>一、わたしたちは、心のふれあいを大切に、お客様に真心をもってお応えします。</p> <p>二、わたしたちは、何事にも情熱をもって、可能性へ挑戦します。</p> <p>三、わたしたちは、常に夢と若さと積極性をもって、社会人として責任ある行動をします。</p> <p>四、わたしたちは、仕事を通して自らを磨き、社会に貢献します。</p>

【各種方針】

環境方針
<p>【基本理念】</p> <p>嶋本ダイカスト株式会社は、業に携わる全ての者が自然界に生きる一人の人間として、自然環境の維持保全・資源の有効利用を考え、環境改善活動への取組ができる体制を整え、地球に優しいダイカスト製品の安定供給を続けることにより社会に貢献いたします。</p> <p>私たちは地球へのやさしさを「かたち」にします。</p> <p>【環境方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生産活動に伴う環境負荷を把握し管理するために組織体制を整え、環境パフォーマンス向上のために EMS の継続的な改善を図ります。 2. 環境に関するすべての法的規制およびその他の要求事項を把握し、その基準を確実に遵守します。 3. 「資源は限りあるもの」の認識のもと、省エネルギー・省資源・廃棄物の減量化およびリサイクルの考え方に基づく生産活動を推進します。 4. 環境目標を定め、達成のための計画立案、結果の評価を行い、次の改善目標に繋がる活動を行います。 5. 全従業員に対して環境に関する教育及び意識向上活動を実施します。 6. 環境方針は、文書により全従業員に周知し、社外にも公表します。
品質方針
<p>【基本理念】</p> <p>嶋本ダイカスト株式会社は、「ものづくり」を生業(なりわい)とする会社として、お客様に安心して使っていただける「もの」を安全且つ安定して「つくる」ことに全力を注ぎ、お客様へ「確かな品質のもの」を安定供給することを使命とします。</p> <p>私たちは安心を「かたち」にします。</p> <p>【環境方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常にグローバルな視点を持ち、戦略的な事業展開を立案し、創意と情熱をもって取り組みます。 2. 品質方針を具体的に推進するために、品質目標を設定し、定期的に達成度を評価し目標達成を目指して活動します。 3. お客様の要求事項を満たし、QMS の有効性を継続的に改善すると共に、お客様に満足して頂ける製品・サービスを提供します。 4. 当社の活動に関係する関連法規制及び当社が同意した各種協定を順守します。 5. 5S 活動の積極的実施による職場環境の維持・改善に努め、生産工程の徹底的管理による製品品質の造り込みを図ります。 6. 品質方針は、文書により全従業員に周知し、社外にも公表します。

安全方針

【基本理念】

社員の安全と健康の向上は生産の基礎であり、最も優先順位の高いものとして生産体制の中に統合します。安全衛生体制を確立し、安全衛生面における良好な環境の維持と向上を図り社員及び人々へのリスクを最小化します。

この為の必要資源を配備し、リスクの評価を定期的実施しリスク管理を体系的に行って、働く人々の健康を増進、企業業績の向上に取組みます。

【環境方針】

1. 労働に関係する負傷及び疾病を防止するために、安全で健康的な労働条件の提供を宣言します。
2. 労働安全衛生方針を具体的に推進するために、労働安全衛生目標を設定し、定期的に達成度を評価し目標達成を目指して活動します。
3. 労働安全衛生に関する諸法令及び当社が同意するその他の要求事項を順守します。
4. 労働安全衛生危険源を除去して、労働安全衛生リスクを低減する活動を行います。生産活動による労働安全衛生リスクを充分考慮して、機械設備の運転及び保守、点検作業のリスク低減、作業環境によるリスク低減、作業行動におけるリスク低減、物流作業におけるリスク低減、交通災害リスク低減の労働安全衛生活動を行います。
5. 安全衛生水準の継続的改善に努め、安全衛生体制が効果的に運営されているか、その成果を定期的に見直します。
6. 全社員が主体的に参加する安全衛生活動を活動の基本と考え、十分なコミュニケーションを展開し、文書化した手順が正しく実践されるように取組みます。
7. 労働安全衛生方針を、文書により全従業員に周知します。

2.4 事業活動

嶋本ダイカストは以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

■ 環境負荷低減に向けた取り組み

- SBT[※]認証の取得に向けた取り組み

当社では、環境方針に定めている「資源は限りあるもの」という考え方の下、自主的な環境対策に着手してきた。2007年にISO14001認証取得以降、環境方針を策定して目標・計画を定め、継続的に環境負荷を低減させるための取り組みを実行している。環境委員会を毎月開催し、工場におけるCO₂排出量、水使用量等運用状況のモニタリングを行っており、環境リスク低減の取り組みが全社レベルに浸透している。また早期にCO₂排出量削減の取り組みを計画的かつ、工場全体に広げていくため、パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出量削減目標を定める中小企業版SBT(Science Based Targets)認証の取得を目指していく方針である。

※SBT(Science Based Targets)

SBTとは、産業革命以前からの気温上昇を「2℃を下回る水準」に抑えるために、企業が気候科学(IPCC)に基づく削減シナリオと整合した削減目標を策定すること、及びその目標。CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI、WWFによる共同イニシアティブであるSBTi(SBT Initiative)が、気候科学に基づく削減シナリオと整合した企業の削減目標をSBT認定し、認定企業をサイトに掲載。



資料 SBTマーク

- CO₂排出量の削減・省エネに係る取り組み

当社では中小企業版SBT認証取得を目指すため、GHG排出量を算出しその削減に努めている。現時点でCO₂排出量可視化ツールを用いてScope1[※]からScope2までのCO₂排出量を算出している(2018年度:4,028t-CO₂)。Scope3のCO₂排出量については今後算定し、可視化を行った後、削減目標を設定する方針である。

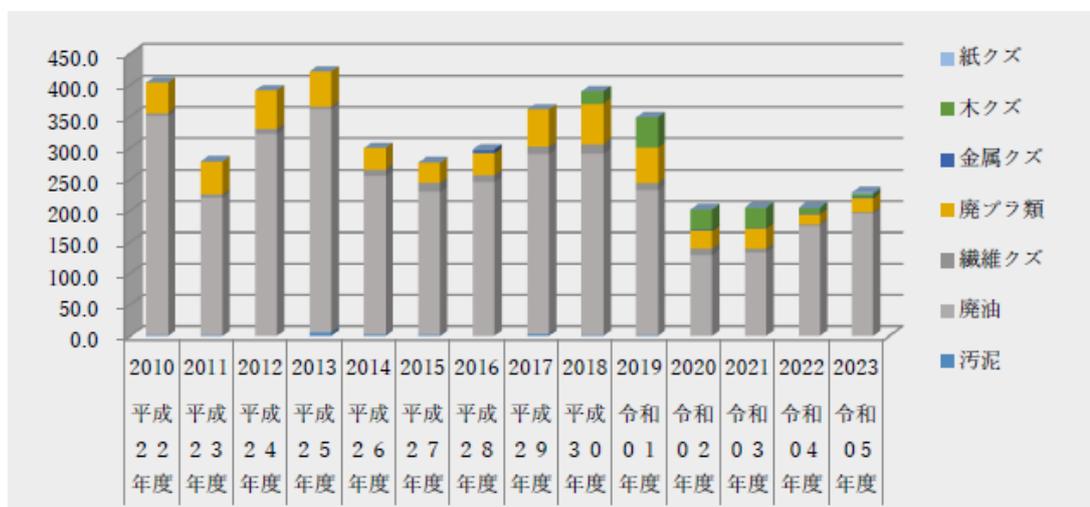
省エネへの取り組みとしては2022年に一般財団法人省エネルギーセンターの「省エネ最適化診断」を受けることで、事業所におけるエネルギー管理状況、使用状況、削減ポテンシャルを把握している。その結果を踏まえ、工場で使用する変圧器、空調、コンプレッサーなどの各種設備や照明を計画的に省エネ性能の高い設備に更新を行っている。今後の取り組みとしては、溶解・保持炉に低幅射熱塗料を塗布することによる放熱損失の低減や溶解・保持炉から排出されている高温排ガスの廃熱を回収することで空気を予熱し、燃料の使用量を削減するなど使用エネルギー削減のための改善策に順次取り組んでいく方針である。

※Scope

温室効果ガス(GHG)の排出量の算定・報告時の国際基準であるGHGプロトコルでは、GHG排出をScope1(事業者自らによる直接排出)、Scope2(他社から供給された電気等に伴う間接排出)、Scope3(Scope1、Scope2以外の間接排出:サプライチェーン上の間接排出等)の3区分に分類している。

● 廃棄物削減と適切な排水処理への取り組み

当社における排水処理対象となるのは、鋳造したアルミ素材を水溶性切削油で機械加工を行った後、表面の切削油を除去するために行う洗浄工程から発生する洗浄廃水が挙げられる。従来、洗浄排水は産業廃棄物業者に全量を委託していた。本社工場では引き続き全量を産業廃棄物業者に委託し適切に処理しているが、長崎工場では 2023 年に新たに油水分離装置を導入し、排水基準を満たした水と油分を含む濃縮された廃液に分離させることで廃棄物量の大幅削減につなげている。また鋳造後使用される冷却水は、機械により循環され可能な限り再活用されていることを確認している。排気ガスについては金属溶解時に一定量のばい煙が発生するため通常集塵機が必要であるが、当社が使用している炉は小型であるため、規制基準以下であることを確認している。



添付 廃棄物排出推移

● 内部管理体制の強化による製品不良率低減

当社では目標として工程内不良率を毎期 2%以下、流出不良率 0.1%以下を掲げている。これらを達成するために、①IATF(国際自動車産業特別委員会)監査項目に基づいて自主監査を継続的に実施し、PDCA サイクルを回す②顧客からの品質評価に基づいて社内品質会議を毎月開催し、各部署から年度間目標に対する取り組み状況の報告をさせている③内外監査の実施により各部の継続的改善を推進する④改善が必要な管理項目の洗い出しや ISO9001 に従った QMS/EMS[※]関連規定の見直し等行うことで、内部管理体制を強化しており、不良率の低減に努めている。

※QMS/EMS

QMS(品質管理システム)：顧客や取引先が求める品質の製品やサービスを安定して提供するための仕組み

EMS(環境マネジメントシステム)：組織が環境に与える負荷を減少させるための仕組み

【社会面】

■ 安全・安心な労働環境の整備

● 健康経営への取り組み

従業員の健康管理については、毎年健康診断・ストレスチェックを実施して、結果を踏まえて希望者が産業医へ相談できる体制を整えている。鑄造部門における深夜帯労働者においては、労働安全衛生規則に基づき、6ヶ月以内毎に健康診断を実施している。

● 労働災害防止への取り組み

当社は、月に1度、安全衛生管理者並びに5S安全委員を中心に安全衛生委員会を開催し、労働災害防止を徹底させることと同時に、安全衛生活動の基本となる「5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)」「ヒヤリハット活動」状況を継続的にフォローしている。取り組みの中でも、重点的に行っているのが5S安全パトロールの実施である。この活動は各工場への評価対象(5S・品質・安全・ルール・保全・作業効率)に分類し、かつ評価基準を設けることで指摘事項の重要度が見える化し、対応の緊急度を決定している。緊急度が高い事案については安全衛生委員会にて対応期日を設定し、早急に対応する体制を整備している。また実施項目については全従業員宛に掲示板等を通じて公表されていることに加え、独自に作成した共通教育カリキュラムを基にした危険予知訓練なども併せて実施しており、従業員の安全意識向上に繋がっている。この取り組みにより指摘事項は減少傾向にあり、結果として2023年度の重大な労働災害の発生は1件に留めている。

● 従業員の働き方改善に繋がる取り組み

2025年2月現在従業員は106名(男性64名、女性42名)在籍している。

従業員1人当たりの月間時間外労働時間は24.6時間(2024年度)と製造業の平均13.6時間(出所:厚生労働省毎月勤労統計調査令和5年平均確報)を上回る。生産量拡大に伴い、時間外労働時間は増加傾向にあるが、会社全体として1日の残業時間が2時間以内に収まるよう部門長を通じて管理を行い、設定しているノー残業デーには各部署の部門長が定時退社を継続的に呼びかけ、定着化を図っている。今後は①省力化設備の導入、②DX推進により時間外労働の抑制に努めていく。また従業員の離職率について2023年度は14%で推移しており、これは製造業の平均9.7%(令和5年雇用動向調査)を上回っているが、後述する適切な人事評価制度の策定や人材育成の強化により定着化向上を図る。

● 有給休暇取得推進の取り組み

年間休日は114日と国内企業平均110日(出所:厚生労働省令和5年就労条件総合調査)を上回っている。当社の有給休暇取得率は51.1%(2024年度)であり、全体の労働者1人平均年次有給休暇取得率57.1%(出所:厚生労働省「令和5年就労総合調査の概況」)を若干下回る。会社としては有給休暇取得推奨日の制定、人事担当者による取得状況の把握、取得の少ない従業員への奨励等を行うことで、更なる有給休暇取得の推進を図る。

- 賃金水準向上への取り組み
従業員が健康・安全で働きやすい環境で働き、ゆとりと豊かさを感じられる働きがいのある職場づくりを目指しており、賃金水準は地域の同業界並み程度であると認識しているが、新たな人事制度に基づき、毎年 1.0%以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図っていく。
 - 福利厚生整備
社会保障制度をはじめ、通勤手当、傷病手当等の手当や、休業制度等の福利厚生制度を備え、従業員の生計を支援している。また産前・産後休暇制度や産休育休制度、母性健康管理のための休暇制度などの制度が完備されており、働きやすい職場環境を整備している。
- 適切な人事評価と人材育成への取り組み
- 雇用促進への方針と取り組み
事業拡大と共に、積極的な採用を実施してきた。採用は中途採用を中心に行ってきた背景がある(2024 年中途採用者 8 名)が、今後は持続可能性の高い会社経営を目指していくために下記の人事評価制度の制定並びに人材育成を通して自社のブランディングを強化し、新卒採用(2025 年 2 月時点新卒採用 0 名)を強化していく方針である。
 - 適切な人事評価の実施
当社は 2025 年を会社の構造改革における転換期であると認識しており、その一環としてインナーブランディングを推進している。インナーブランディングの取り組みとして人事制度改定が挙げられる。コンサルタント主導の下、2025 年の下期の導入を目指している。当社の認識している課題として①明確な人事制度がないこと②評価制度が定まっていないこと③等級制度がないことなどが挙げられる。制度設計においては全従業員との 1on1 面談やアンケートの実施による実態把握の下、十分な納得性が担保され、かつ将来に渡って持続性のある人事制度とする方向性である。従業員の評価は独自の力量管理規定に基づいて、技能・知識・行動力の 3 要素から成る職務遂行能力を見極め評価する。力量の評価基準は各部署の業務内容に応じて細かく設定され、それらを情報・操業・検査・管理・開発の 5 種類に分類される。これにより従業員は職務レベルの現在地を把握し、更なるスキルアップを図るため、各種教育訓練に臨む。
 - 人材育成に係る取り組み
従業員のスキルアップに係る各種教育訓練は教育訓練要領や職位階層別スキル管理要領に基づいて行われる。教育訓練は共通教育・部門教育に分類され、それらの受講後、社内外資格の取得を目指すものである。従業員は個人の受講履歴、スキルマップ、社内資格リストを活用し、年度間の教育訓練計画、社内資格の取得計画を作成することで自主的なキャリアアップが図られる体制となっている。

【共通教育】

教育項目	力量の明確化	指導者	教育・訓練の時期	有効性評価
安全・衛生	ルール順守度	安全衛生委員	入社時 事故時	テスト
就業規則	ルール順守度	労務係	入社時 規則変更時	テスト
5S活動	5Sの理解と実践	5S委員	随意 5Sパトロール時	テスト
ISO	ISO要求項目の理解 社内ルールの確認	ISO事務局 部長選定	入社時、ISO・社内規則・ 法規制の変更時	テスト
統計的手法	QC七つ道具の理解	ISO事務局	実務への適用時期	テスト

【部門教育】

部門	力量の明確化	指導者	教育訓練	有効性評価
経理部門	職務分掌規定の5項 組織 単位の職務分掌に明記して いる職務単位の分解してス キルマップに展開する	部長の指名者	OJT OFF-JT 社外研修 社内教育 その他	テスト レポート
営業部				
業務部				
品質管理部				
技術部				
製造部				

【社内資格】

社内資格	力量の明確化	指導者	教育・訓練・経験	有効性評価
工程検査員 受入検査員	中間検査に必要な検査仕様の 理解と検査技量	部長の指 名者	配属時・検査仕様 変更時・各部 教育計画による	テスト
形状・寸法検査員	図面の判読及び検査機器の使用 技術			
仕上げ検査員	最終検査に必要な検査仕様の 理解と検査技量		配属時・検査仕様 変更時・再評価(3 年ごと)時	テスト
計測機器校正員	校正用機器の使用技術		品管部教育計画に よる	テスト
鑄造条件設定員	鑄造標準の理解と条件設定技 術		鑄造課教育計画に よる	設定内容
金型メンテナンス員	金型構造及び整備技術		鑄造課教育計画に よる	実技確認
加工条件設定員	加工標準の理解と条件設定技 術		加工課教育計画に よる	設定内容
内部監査員	ルールの熟知、監査技術	ISO事 務局	JIS教育(6h)と監 査実務(2回)	テスト

添付 教育・資格関連資料

【外部資格保有者一覧】

フォークリフト技能	22名	2級ボイラー技士	1名
ダイカスト1級	15名	安全管理者	1名
ダイカスト2級	6名	衛生管理者	1名
玉掛け技能	7名	2級電気工事士	1名
天井クレーン技能	7名	エネルギー管理士	1名
プレス機械作業主任者技能	5名	はい作業主任者技能	1名
QC3級	3名	粉塵作業特別教育	1名

防火管理者	3名	プレス機械作業特別教育	1名
乙種第4類危険物取扱者	2名	特化化学物質作業主任者	1名
研石安全講習	2名	局所排気装置自主検査研修	1名
砥石作業特別講習	1名		

添付 社内資格保有者一覧

- 資格取得支援の取り組み

従業員の資格取得支援として外部講習会受講や資格受検料等の取得にかかる費用は全額会社負担としている。また技能検定の受検者に対しては、指導者が日中業務の空き時間に実技や筆記試験の事前指導を行っている。技能の伝承と生産能力の増強には様々な資格者の確保が必要と認識し、従業員の中から適性等を見極め選別の上、資格取得を推奨していく。新たな人事制度では、従業員が取得した資格に応じた資格給と職務等級を紐づけた形での給与・賞与基準を決定していく方針である。

- **ダイバーシティ推進**

- 女性活躍推進への取り組み

女性従業員は、全従業員 106 名中 42 名（39.6%）、うち管理職 30 名中 2 名（6.7%）、生産部門 49 名中 28 名（57.1%）である。また役員 4 名中 1 名（25.0%）が女性である。品質管理部門において女性を採用していく方針であり、現在パート職員であっても、やる気のある職員については正社員への転換を行っていく。また女性管理職については今後管理職候補となる女性役職者に対して意識付けやマネジメントスキル向上に係るスキルアップ支援を行い、積極的な登用を目指す。会社としては、女性が勤務しやすい職場環境づくりに努め、これまでにトイレの改修、シャワールームの設置、休憩室の整備、提供を行い、制服着用の営業を認めている。また子育てや介護等を必要とする従業員に配慮し、時差出勤や時短勤務、育休産休制度を設けており、女性が働きやすい職場となっている。未だ各部門では男性が女性を上回るが、性別問わず営業や工場で活躍できる職場環境づくりを進め、女性従業員を増やしていきたいと考えている。

- 高齢者、外国人、障がい者の活用

現在定年は 60 歳であるが、法改正に基づき、2025 年 4 月より定年を 65 歳以上に引き上げる。本人からの継続雇用の希望があれば、70 歳までの嘱託雇用に応じる。65 歳以上の高齢者は 4 名であるが、今後対象年齢となる社内希望者やシルバー人材センターからの受入による雇用増を見込んでいる。外国人技能実習生については現在 8 名が工場作業員として在籍しており、生産部門で活躍している。また社宅を貸与しており、働きやすい環境整備を行っている。今後は従業員の能力開発や働きやすい職場環境整備に熱心な会社であることを採用サイト等でアピールし、採用につなげていく。障がい者は法定雇用率 2.5%を上回る 6 名（5.6%）が在籍している。業容拡大に伴い、高齢者や外国人労働者の活用は不可欠と認識しており、それぞれのスキルや適性に合った職務、職場環境を整え、ダイバーシティに富んだ雇用の推進に努めていく。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	非鉄金属の鋳造
ポジティブ・インパクト	住居、雇用、賃金、インフラ
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
雇用	➤ 雇用促進への取り組み
賃金	➤ 賃金水準向上の取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➤ 安全・安心な労働環境の整備
社会的保護	➤ 福利厚生整備
気候の安定性、資源強度	➤ SBT 認証の取得に向けた取り組み ➤ CO2 排出量の削減・省エネに係る取り組み
水域	➤ 適切な排水処理への取り組み
資源強度、廃棄物	➤ 内部管理体制の強化による製品不良率低減

■ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、 民族・人種平等、年齢差別、 その他の社会的弱者	➤ 女性活躍推進への取り組み ➤ 高齢者、外国人、障がい者の活用

【UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの】

<ポジティブ・インパクト>

●住居

主な生産品は自動車関連部品であり、住宅に直接関連するものではない。

●インフラ

建設業に関連した部品製造は行っていない

<ネガティブ・インパクト>

●賃金

賃金水準は地域の同業界並み以上である。

●大気

当社が使用している炉は小規模であり、そこから排出されるばい煙は規制基準以下である。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

嶋本ダイカストは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	雇用促進への取り組み		
KPI	● 融資期間中、毎期新入社員を 3 名採用する (2025 年 2 月時点 新入社員採用 0 名)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 持続可能性の高い会社経営を目指していくために人事評価制度の制定並びに人材育成を通して自社のブランディングを強化し、新卒採用を強化していく方針である。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

特定したインパクト	賃金		
取組内容（インパクト内容）	賃金水準向上への取り組み		
KPI	● 従業員平均給与を毎年 1.0%以上引き上げる		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 賃金水準は地域の同業界並み以上と認識しているが、毎年 1.0%以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図っていく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

【ネガティブ・インパクト】

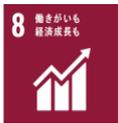
特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	安全・安心な労働環境の整備		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な労災事案を発生させない (2023年度 重大な労働災害発生件数 1件) ● 離職率を10%未満とし、以降維持する (2023年度 離職率 14%) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 月に1度、安全衛生管理者並びに5S安全委員会を中心に安全衛生委員会を開催し、労働災害防止を徹底させることと同時に、安全衛生活動の基本となる「5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)」「ヒヤリハット活動」状況を継続的にフォローする。 ➢ 今年度新たに実施する人事評価制度の策定や人材育成の強化により従業員の定着化向上を図る。 		
貢献するSDGsターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	社会的保護	
取組内容（インパクト内容）	福利厚生整備	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 取得希望者の産休育休取得率を100%とし、以降維持する (2023年度 産休育休該当者 0名) 	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状、社内に産休育休取得に該当する従業員はいないものの、今後、該当する従業員が産休育休の取得を希望した際には会社全体としてサポートできる体制を整備し、従業員の健康保持や仕事と家庭の両立に向けた環境作りを行うなど健康経営を推進していく。 	

貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性、資源強度		
取組内容（インパクト内容）	SBT 認証の取得に向けた取り組み CO2 排出量の削減・省エネに係る取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025 年度終了時までに中小企業版 SBT 認証を取得し、以降認証を維持・継続する ● ISO14001 認証を維持・更新し、環境負荷低減のためのコンプライアンス推進や省エネに取り組む (2008 年 ISO14001 認証取得) ● 2030 年度までに社内から排出される GHG 排出量 (Scope1・Scope2) を 2018 年度基準と比較し 50.4% 以上削減する ● (2018 年度 GHG 排出量 4,028t-CO2) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ CO2 排出量削減の取り組みを計画的かつ、工場全体に広げていくため、パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出量削減目標を定める中小企業版 SBT 認証の取得を目指す。 ➢ 省エネ最適化診断結果を踏まえ、溶解・保持炉に低幅射熱塗料を塗布することによる放熱損失の低減や溶解・保持炉から排出されている高温排ガスの廃熱を回収することで空気を予熱し、燃料の資料量を削減するなど使用エネルギー削減のための改善策に順次取り組んでいく。 		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) 及び適応の能力を強化する。	

【ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの両方】

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、民族・人種平等		
取組内容 (インパクト内容)	女性活躍推進への取組み 高齢者、外国人、障がい者への取組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年までに有職位者(課長以上の管理職)に占める女性比率を20%以上とする (2025年2月時点 有職位者に占める女性比率6.7%) ● 2029年までに、外国人技能実習生の雇用を16名とする (2025年2月時点 外国人技能実習生8名) 		
KPI 達成に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 女性管理職については今後管理職候補となる女性役職者に対して意識付けやマネジメントスキル向上に係るスキルアップ支援を行い、積極的な登用を目指す。 ➢ 社宅の貸与などにより働きやすい職場環境の整備を継続して行う。また従業員の能力開発や働きやすい職場環境整備に熱心な会社であることを採用サイト等でアピールし、採用につなげていく。 		
KPI 達成に向けた取組み	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

なお、水域の取組み(適切な排水処理への取組み)は、インパクトとして特定しているものの、本社工場では外部会社に全量委託し、適切に処理されていることを確認しており、長崎工場では油水分離装置を導入し、排水基準を満たした水と油分を含む濃縮された廃液に分離させているため KPI は設定していない。またポジティブ・インパクトで特定した雇用及び、ネガティブ・インパクトとして特定した年齢差別、その他の社会的弱者の取組み(ダイバーシティ推進)は現状でも高い高齢者雇用率と法定雇用率を超える高い障がい者雇用率の達成、パートから正社員への積極登用を実施しており、今後も継続していく方針であることから KPI は設定していない。

5.サステナビリティ管理体制

嶋本ダイカストでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、島本一成社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、島本一成社長を最高責任者とし、プロジェクト・リーダーである岩本執行役員及び KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長 島本 一成
(プロジェクト・リーダー)	執行役員 岩本 款広
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、嶋本ダイカストと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、嶋本ダイカストと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。嶋本ダイカストは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 白石 一真

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190